

◎新潟県告示第275号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として、要措置区域を次のとおり指定する。

令和5年3月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する要措置区域
村上市田端町3647番1の一部、3647番11の一部、3647番25の一部、3647番26の一部及び3761番5の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 講ずべき指示措置
地下水の水質の測定